

(案)

八尾市における今後の保育所のあり方について

(答 申)

八尾市児童福祉審議会

平成 ()年 月

目 次

はじめに	1
諮問事項 1 保育所入所待機状況への対応について	2
諮問事項 2 保育所における多様な保育ニーズへの対応について	6
おわりに	10
資料	
諮問文	11
八尾市児童福祉審議会の審議経過	12
八尾市児童福祉審議会委員名簿	13
八尾市児童福祉審議会規則	14
八尾市保育所申請・入所状況	16
保育所入所選考順位	17
八尾市保育所運営経費の決算額推移	18
平成13年度保育所運営経費の内訳	19
八尾市保育所職員の平均年齢と年齢構成	20
八尾市保育所職員の経験年数	21
八尾市保育所の保育士配置基準	22
就学前児童数及び保育所入所需要の推移予測	23
大阪府下における待機児童の解消策	24
八尾市の財政収支見通し	25
八尾市保育所定員の推移	26
仮称大正地域保育所の概要	27
保育所(園)における子育て相談の内容別件数	28
特別保育事業及びその実施状況	29
会議で出された意見の概要	31
国の子育てに関わる施策	32

はじめに

当審議会は、平成15年6月15日に八尾市長より「八尾市における今後の保育所のあり方について」諮問を受けた。諮問の内容は「保育所入所待機状況への対応について」及び「保育所における多様な保育ニーズへの対応について」の2点である。

当審議会の各委員は、市民公募の委員を含め、それぞれ専門的な立場から参画しており、その専門的な見地から上記の諮問内容について現行制度を前提として議論を行った。

しかしながら、児童福祉、とりわけ保育行政をめぐる動きは、国における制度改革もあり、その動向は流動的であるものと思慮され、今後の八尾市における保育行政のあり方を決定するうえで不確定な要素が存在することも否定できないので、社会状況の変化を的確に把握し、その時々で適切な対応がなされなければならない。

また、八尾市では福祉という枠組み全体の中での児童福祉を考えていく必要があり、少子高齢化の進展の中で、今後の社会福祉全般を視野に入れた検討も望まれる。

当審議会は、ここに諮問に対する答申を提出するわけであるが、本答申を提出するに当たり、八尾市に対して、本答申の内容を十分に尊重され、今後の保育所運営が適切に行われるよう期待するものである。

諮問事項 1 保育所入所待機状況への対応について

八尾市の保育所入所に関する現状は、昨今の景気の低迷や女性の社会進出などの社会経済状況を反映して、保育所への入所希望が年々増大し、この保育需要に対する実際の保育所入所児童数も増加しているものの全ての需要を満たすだけの供給が存在せず、多くの児童が保育所への入所待ちの状況にある。(資料)

また、子どもの保育所入所を希望している保護者の状況にも様々なものがあり、八尾市では、保育所への入所の決定に際して、前回の児童福祉審議会で答申された入所選考基準をもとにして、入所選考を行っている。(資料)

八尾市ではこのような状況への対応策として、社会福祉法人立の私立保育所を中心に定員外入所を進めるとともに、施設整備に併せて定員の増加も行い、さらには、新たな保育所の創設も行っているが、現実には対応を上回る需要が発生しており、現在の対応だけでは不十分なものと考えられる。

一方、八尾市の保育所の運営に係る費用とその財源内訳は、保育所への入所児童 1 人当たりの年間所要経費を保育所の運営主体別に平成 13 年度決算で比較すれば、公立保育所は私立保育所の約 2 倍となっており、財源内訳の中で児童 1 人当たりの八尾市の税負担は、公立保育所は私立保育所の約 3.5 倍であり、公立保育所へより多くの市税が投入されている。財政的に見れば、公立保育所は私立保育所よりも多額の費用が必要であり、市税の配分から見ても不均衡なものとなっている。(資料 、)

この原因は、公立保育所の人件費に係るところが大きく、公立保育所の保育士の平均年齢が私立保育所に比べ高いことや在職年数が私立保育所に比べ長いこと、さらには、保育士の配置人数が私立保育所に比べ多いためである。保育サービスにおいて、保育士の経験は重要であり、勤続年数が長い保育士の存在は必要ではあるが、これが公立保育所の運営を圧迫していることも確かである。(資料 、 、)

今後の対応については、児童数の見込、八尾市の財政状況などを勘案すれば、保育所入所の需要全てを即座に満たすだけの供給を確保することは極めて困難であると考えられる。(資料 、)

当面、保育所入所で待機している児童のうち、保育所入所の選考区分のC区分までの児童（平成15年度で約330人）が保育所へ入所できるよう取り組むべきである。

保育所入所の待機状況への具体的な対応策は、大阪府下各市における取り組みも参考にしながら、八尾市の財政状況も考慮する必要があるため、財政的な制約があることを念頭に入れ検討を行った。（資料、 ）

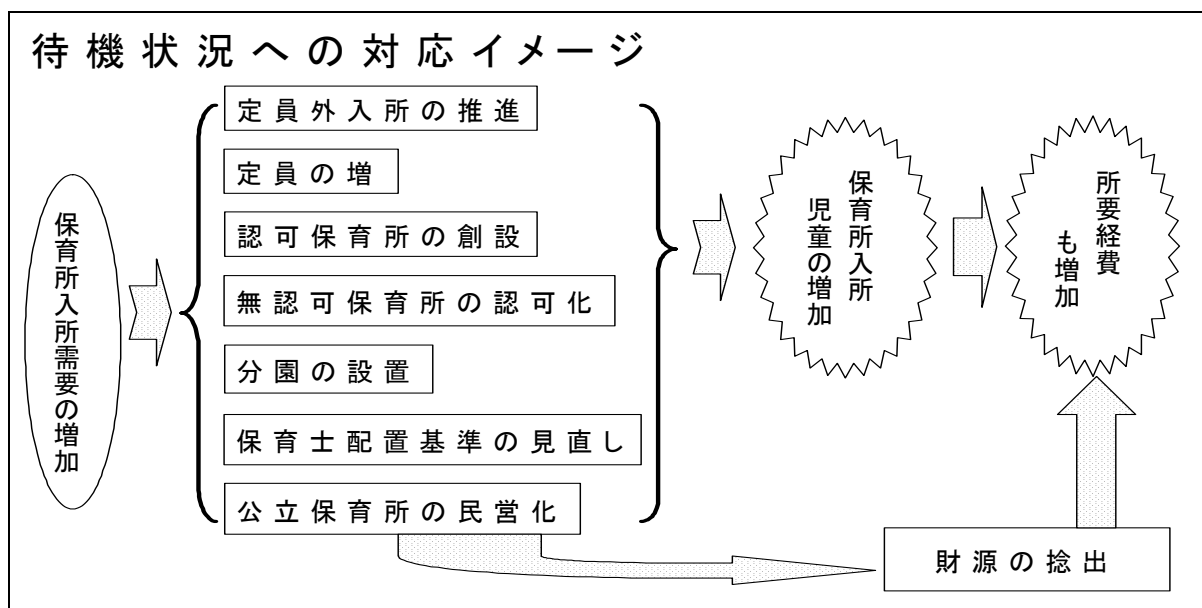
その結果、当審議会は保育所入所待機状況への対応策として、以下の提案を行う。

従来から八尾市で実施してきた次の対応策についても引き続き取り組んでいく。

- ・ 既存保育所における定員外入所の推進
- ・ 既存保育所における定員増
- ・ 認可保育所の創設

また、従来の取り組みでは限界があるので、保育所への入所児童数の一層の拡大、多様化する保育ニーズへの対応、さらには、保育所運営経費の増大を抑制していく必要性などから、以下の方策についても取り組むべきである。

- ・ 無認可保育所の認可化
- ・ 保育所分園の設置
- ・ 保育士配置基準の見直し（国基準の採用）
- ・ 公立保育所の民営化



以下に、各個別対応策の内容を明記しておく。

(ア) 既存保育所における定員外入所の推進

八尾市では既存保育所の定員外入所について私立保育所を中心に進めてきている。(資料)

年度途中では最低基準を満たす範囲内で定員外入所数に対する制限が緩和されているので、可能な範囲内で定員外の入所をさらに推進する。

なお、公立保育所における定員外入所も平成14年度から開始されたが、既存の人的・物的資源の活用により定員外入所へ一層取り組んでいく。

(イ) 既存保育所における定員増

八尾市では、私立保育所を中心に、施設の増改築に併せて定員の増を実施してきている。(資料)

施設の増改築に当たっての定員の増は、国庫負担補助を獲得する上でも不可欠なものとなってきたので、引き続き、施設の増改築に併せた定員の増に取り組んでいく。

一方、増改築を伴わず既存施設のままで定員の増が可能な施設があれば、積極的に当該施設における定員の増を進める。

(ウ) 認可保育所の創設

八尾市では、平成16年度当初の開設を目指した私立保育所の創設を進めている(資料)。

保育所入所児童数の絶対数を増やすには、新たな保育所創設が有効であるが、保育所入所待機状況への他の対応策の取り組み状況とその効果を踏まえながら、既存認可保育所の配置状況や保育所利用者の利便性等も考慮し、認可保育所の創設を行う。

(エ) 無認可保育所の認可化

保育所入所待機状況にある児童のうち、無認可保育所で保育されている児童もある。また、無認可保育所は、大阪府への届出が義務付けられており、大阪府も立ち入り検査を実施し、その指導監督を行っている。

保育所の認可は、大阪府が行うものであり、八尾市には認可の権限がないが、無認可保育所から認可化の申請が大阪府に提出されれば、国の最低基準や認可化を申請された施設の周辺地域における保育所入所需要と既存認可保育所の状況等を考慮し、認可化を支援する。

(オ) 保育所分園の設置

保育所分園の設置は、国で制度が見直され、設置の条件が緩和されており、既存認可保育所の配置状況を考慮しながら、保育所入所需要の多い地域を中心に保育所分園の設置を促進する。

(カ) 保育士配置基準の見直し（国基準の採用）

八尾市では、児童の年齢別に国が定めている保育士配置基準とは異なる基準により保育士を配置しているが、国の基準との乖離は公立保育所ほど大きくなっている。（資料 ）

児童の年齢を考慮しながら、原則として国の定めた児童福祉施設最低基準に沿った保育士の配置を行う。

(キ) 公立保育所の民営化

公立保育所と私立保育所の双方とも児童福祉法、保育指針及び児童福祉施設最低基準に基づいて運営されており、公立保育所と私立保育所では保育内容に差はないが、運営経費には差がある。

限られた財源の中で、保育所入所児童数の拡大を図り、多様な保育ニーズに応えていくには、財政的な効率性の観点も忘れてはならない。

上記で提案した取り組みにより入所児童数の増加を図るには、より多くの経費が必要となるが、八尾市の財政状況から保育所運営経費の増大を抑制することが不可欠であるため、複数の公立保育所の民営化に取り組んでいく。

さらに、公立保育所の民営化により生み出された財源は、保育所入所の待機状況の解消と多様な保育ニーズへの対応施策の財源として活用する。

諮問事項 2 保育所における多様な保育ニーズへの対応について

生活スタイルや親の就業形態の多様化、さらには子どもを取り巻く状況の変化などに伴い、保育所における保育ニーズにも延長保育、一時保育、子育て相談など様々なものが出てきている。(資料)

八尾市ではこのような状況に対し、国の特別保育事業の制度を活用して取り組んできているが、私立保育所での取り組みが公立保育所での取り組みに比べ充実している。(資料)

また、私立保育所は特別保育事業を公立保育所に比べ多く実施しているにもかかわらず、児童 1 人当たりの運営経費は公立保育所の 2 分の 1 である。

当審議会は、このような状況を踏まえ、保育所における多様な保育ニーズへの対応に関して各委員から出された考えや意見を集約し、検討を行った。(資料)

特に、保育所における多様な保育ニーズについては、社会経済状況や国の児童福祉に関する施策は変化が激しく、これらの外的要因により、保育所における保育ニーズも時間とともに変化するものと考えられる。

したがって、保育所における多様な保育ニーズへの対応策を当審議会から提案するが、今後八尾市において具体の対応を進めていく場合、次の諸点を念頭に置いた検討を望むものである。

保育所に対する住民のニーズは、生活状況などにより変化し、多様化していくものと考えられるので、ニーズの的確な把握に努める必要がある。

保育所は地域福祉を担う機関として、地域の社会資源として機能すべきである。

国・大阪府では、多様化した保育ニーズへ対応するため、様々な事業メニューを制度化しているため、それらの制度の中から八尾市にとって有効なものを見極め、その活用を図るべきである。

保育所を取り巻く状況には厳しいもの（障害児保育に係る国庫補助金の一般財源化など）があり、従来の考え方にとらわれずに保育所運営を考えていく必要がある。

保育所における多様な保育ニーズに応えていくには財源が必要であり、八尾市の財政状況を総合的に勘案しながら、現実的な対応を考えていく必要がある。

多様化した保育ニーズへの対応は、ニーズ量や地域的なバランスを考慮し、サービスを提供する施設数を決定すべきである。

以下に、各個別対応策の内容を明記しておく。

(ア) 多様なサービス供給主体との協働

多様化した保育ニーズへ対応していくためには、保育所では物的・人的な資源の制約がある。

多様な保育サービスの提供主体として、地域社会における子育て支援機能を活用し、ボランティア、NPO、地域の団体等との協働を推進する。

(イ) 短時間保育への取組み

児童の保育に欠ける時間が比較的短時間ではあるが、保育所入所を希望する保護者は多く、これらの児童の多くは保育所入所の待機状況にある。

また、就労形態の多様化などから、短時間の保育サービスを望む

保護者は増加傾向にあり、短時間保育の必要性は益々高まっている。

保育所入所の待機状況の緩和を図るとともに、保育に欠ける時間が比較的短時間である児童への対応策として、特定保育事業に取り組んでいく。

(ウ) 子育て家庭との関わり

保育所では、保育所入所児童に対する保育サービスの提供はもとより、地域福祉を担う一つの機関として、地域での子育て支援の拠点施設としての機能が求められるため、在宅での子育て中の児童も含めた子育て支援を行う。

また、核家族化の進展などにより、子育てに不安を抱く保護者も多く、保育所は、児童を保育するだけでなく、子育て中の親の親育ちへの支援も行う。(資料)

(I) 公立保育所における対応

公立保育所では、経験豊かな保育士が多く、その保育士が培ったノウハウを積極的に活用し、子育て支援を行う。

しかし、保育士の平均年齢の高さや在職年数の長さが、保育所運営経費が増大する原因の一つでもあるので、公立保育所では保育士の年齢構成のバランスを考え、公立保育所の民営化の動向も踏まえながら、公立保育所における保育士の採用計画を立案する。(資料、)

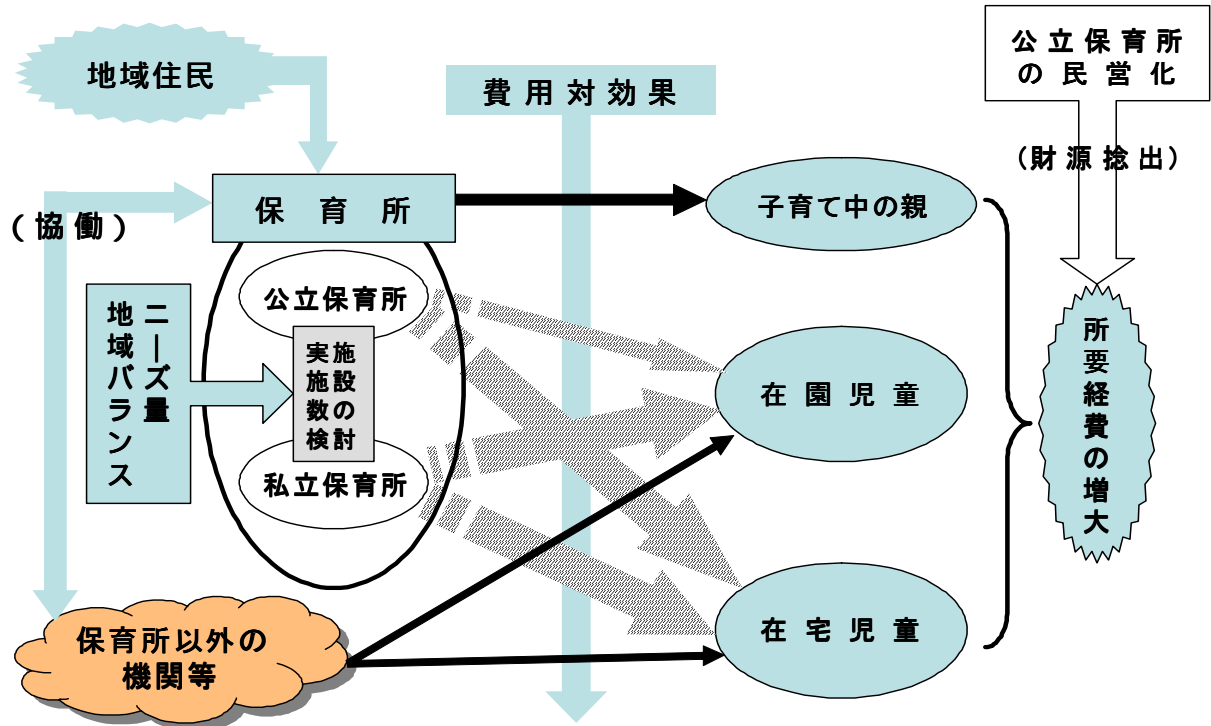
また、費用対効果を考慮して、特別保育等の多様な保育ニーズに応えていく。

(オ) 私立保育所を中心にした対応

保育所における多様なニーズへは迅速な取り組みが求められ、社会状況や環境変化への対応の柔軟性、即応性及び効率性から、多様な保育サービスの提供や多様なニーズへの対応は、私立保育所を中心に進める。

なお、私立保育所は、保育士が経験年数の短い者に偏りがちであるが、保育のノウハウを施設として蓄積し、共有するよう努めるとともに、積極的に研修を行うなど保育士の資質の維持向上に努める。(資料、)

保育所における多様な保育ニーズへの対応イメージ



おわりに

当審議会は、平成15年6月15日に八尾市長より「八尾市における今後の保育所のあり方について」諮問を受け、以降、毎月1回の審議を重ねてきた。

審議では全委員が一致して合意に達したものでない内容もあったが、概ね大多数の委員から賛同が得られた内容をもとに本答申をまとめている。

また、子育て支援は保育所のみが担任するものではなく、審議の途上でも、保育所から離れた子育て支援について、子育て支援センター事業や子育て総合支援ネットワークセンター事業などに言及される場面もあった。

したがって、今後八尾市において、保育所を拠点とした子育て支援を検討されるときは、子育て支援施策全体の中における保育所の役割という視点から検討することが必要性であると思慮されるところである。

周知のように、子どもを取り巻く環境は、刻々と変化し、各種制度もめまぐるしく変更されている。国でも、平成6年度のエンゼルプラン策定、平成11年度の新エンゼルプラン策定、平成14年度の少子化対策プラスワンの取りまとめ、そして平成15年度の次世代育成支援対策推進法の制定と、様々な取り組みがなされているところである。(資料)

このような中で、当審議会は答申を提出するわけであるが、最後に保育所に係わる八尾市の役割について言及しておく。

今後とも八尾市は、認可保育所の利用者に対して、児童福祉法に基づき、子どもの最善の利益を考慮し、各保育所で提供されるサービスについて責任を持たなければならない。また、保育所の設置運営主体にかかわらず、保育の内容や水準は国の定めた基準を満たすものでなければならないので、保育内容等がどのような状況にあるのか、公立保育所に関しては八尾市自らが保育内容等を評価・点検し、私立保育所に関しては私立保育所と情報交換を密にするなどして保育内容等の把握に努めなければならない。

資 料

八尾市児童福祉審議会委員長 様

八尾市長 柴谷光謹

八尾市における今後の保育所のあり方について（諮問）

今日、福祉分野は大きな変革期にあり、社会福祉基礎構造改革としてさまざまな措置が講じられてまいりました。

保育の分野におきましても、保育所の定員の弾力的運用や運営主体の拡大、社会福祉法人会計の処理方法の改正などが実施されたところであります。

本市では、こうした規制緩和を背景に私立保育所を中心として、柔軟に対応してまいりましたが、厳しい財政状況の中で、保育所へのニーズは一層多様化し、高まりを見せております。

また同時に、少子化の傾向は顕著なものとなっておりますが、現下の社会経済状況等を反映して、保育所への入所希望は増加の一途をたどっております。

こうした状況の中で、本市の今後の保育所のあり方について、ご検討をいただき、その方向性と指針をいただきますようお願いいたします。

記

（諮問事項）

- 1 保育所入所待機状況への対応について
- 2 保育所における多様な保育ニーズへの対応について

資料②

八尾市児童福祉審議会の審議経過

平成15年 6月15日(日) 午前10時開会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長の選任 ・市長より「八尾市における今後の保育所のあり方について」諮問 ・八尾市の保育行政の現状について
平成15年 7月27日(日) 午後2時開会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問内容 「保育所入所状況への対応について」
平成15年 8月20日(水) 午後2時開会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問内容 「保育所入所状況への対応について」
平成15年 9月28日(日) 午後3時開会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問内容 「保育所における多様な保育ニーズへの対応について」
平成15年10月19日(日) 午後3時開会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問内容 「保育所における多様な保育ニーズへの対応について」
平成15年11月 9日(日) 午前10時開会	<ul style="list-style-type: none"> ・「八尾市における今後の保育所のあり方について(答申)」の案の検討
平成15年12月14日(日) 午前10時開会	<ul style="list-style-type: none"> ・「八尾市における今後の保育所のあり方について(答申)」について

八尾市児童福祉審議会学識委員会議の審議経過

平成15年 8月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問内容 「保育所入所状況への対応について」
平成15年10月19日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問内容 「保育所における多様な保育ニーズへの対応について」
平成15年11月 9日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「八尾市における今後の保育所のあり方について(答申)(案)」について
平成15年12月14日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「八尾市における今後の保育所のあり方について(答申)」について

八尾市児童福祉審議会委員名簿

井 藤	義 高	八尾市社会福祉協議会会長
岡 田	角 一	八尾商工会議所常議員
加 納	久美子	八尾地区労働組合協議会議長
小 枝	洋 二	八尾市議会議員
佐 伯	智津子	八尾市人権協会理事
佐々木	義 次	八尾市助役
田 中	み ほ	主任児童委員
田 中	裕 子	八尾市議会議員
東 郷	久	大阪経済法科大学経済学部教授
富 永	峰 男	八尾市保健福祉部長
長 野	昌 海	八尾市議会議員
野 澤	正 子	龍谷大学社会学部教授
浜 田	澄 子	八尾市議会議員
林	宏 昭	関西大学経済学部教授
平 川	浩 二	市民委員
松 田	直 美	市民委員
真 鍋	せい子	八尾市立安中東保育所長
村 井	慶 二	市民委員
山 縣	文 治	大阪市立大学生活科学部教授
和 田	秀 之	八尾私立保育連盟会長

(五十音順)

資料④

八尾市児童福祉審議会規則

昭和47年6月30日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和34年八尾市条例第195号)第2条の規定に基づき、八尾市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて児童福祉に関する事項を調査、審議し、必要があるときは、市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 児童福祉に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市議会議員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(学識委員会議)

第7条 審議会に、専門事項を調査等するため、学識委員会議を置くことができる。

2 学識委員会議は、第3条第2項第3号の委員のうちから市長が指名するもの(以下「学識委員」という。)をもって組織する。

3 学識委員会議に会長を置き、学識委員の互選により定める。

(意見の聴取)

第8条 審議会は、必要があると認めたときは、議事に関係のある者を会議に出席させて意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(報酬)

第10条 委員の報酬の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年八尾市条例第166号)別表中「その他の委員」について定める額とする。ただし、第3条第2項第3号の委員については、21,000円とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

資料.

八尾市保育所申請・入所状況 (各年4月1日現在)

(単位：人)

年度	区分	入所 計画数	申請数 (A)	(A)のうち入所児童数		(A)のうち 申請辞退	保 留 数 児 童 数	左の うち 待機 児童 数	実 入 所 児 童 数	左の うち 定員 外 入 所
				新 規	転 所					
平成 13 年度	公立	1,381	623	293	65	43	222	13	1,358	0
	私立	1,750	1,058	562	85	56	355	26	1,898	149
	小計	3,131	1,681	855	150	99	577	39	3,256	149
	他市		67	67	0	0	0	0	67	
	合計	3,131	1,748	922	150	99	577	39	3,323	149
平成 14 年度	公立	1,415	685	336	53	48	248	9	1,400	13
	私立	1,750	977	536	14	54	373	3	1,973	223
	小計	3,165	1,662	872	67	102	621	12	3,373	236
	他市		45	38	1	4	2	1	91	
	合計	3,165	1,707	910	68	106	623	13	3,464	236
平成 15 年度	公立	1,409	763	331	75	53	304	15	1,424	31
	私立	1,780	1,012	525	27	45	415	28	2,023	243
	小計	3,189	1,775	856	102	98	719	43	3,447	274
	他市		13	10	1	0	2	0	81	
	合計	3,189	1,788	866	103	98	721	43	3,528	274

保育所入所選考順位

区分	内 容	
A	・ひとり親世帯	主たる保育者が、日中7時間以上・週5日以上、居宅外の労働をしている
	・心身障害	主たる保育者が、重度の心身障害の状態である
	・疾病	主たる保育者が、疾病等で長期入院をしている
	・家庭の災害	居宅を失い又は破損し、その復旧にあたっている
B	・居宅外労働	主たる保育者が、日中7時間以上・週5日以上、居宅外の労働をしている
	・就学	主たる保育者が、日中7時間以上・週5日以上、通学をしている
	・ひとり親世帯	主たる保育者が、日中4時間以上・週5日未満、居宅外の労働をしている 又は、日中7時間以上・週5日以上、居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をしている
	・疾病	主たる保育者が、重度の疾病等で常時寝たきりの状態である
	・祖父母と子どもの家庭	両親が、死亡・離婚・行方不明・拘禁等で家庭におらず、祖父母のみの家庭である
C	・居宅外労働	主たる保育者が、日中4時間以上・週5日未満、居宅外の労働をしている
	・居宅内労働	主たる保育者が、日中7時間以上・週5日以上、居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をしている
	・ひとり親世帯	主たる保育者が、日中4時間以上・週5日未満、居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をしている
	・疾病	主たる保育者が、重度の疾病等の状態である
	・病人の介護又は看護	主たる保育者が、同居の家族で重度の心身障害者(児)又は疾病等による寝たきりの者を常時介護又は看護をしている
	・就学	主たる保育者が、日中4時間以上・週5日未満、通学をしている
D	・ひとり親世帯	主たる保育者が、A・B・C区分を除く家庭である
	・その他労働	主たる保育者が、B・C区分を除く労働をしている
	・病人の介護又は看護	主たる保育者が、C区分を除く病人の介護又は看護をしている
	・生計中心者の失業等	生計中心者の失業等で主たる保育者が、求職活動を行っている
	・妊娠・出産等	主たる保育者が、出産前後(産前6週・産後8週の期間)である
	・疾病	主たる保育者が、A・B・C区分を除く疾病である
	・就労予定	主たる保育者が、就労予定(内定あり)である
E	・就労希望	主たる保育者が、就労希望(内定なし)である

八尾市保育所運営経費の決算額推移 (平成11年度～平成13年度)

(単位:円、人)

区 分	平成11年度			平成12年度			平成13年度			
	運営経費	保育実施 延児童数	児童1人当たり 運営経費	運営経費	保育実施 延児童数	児童1人当たり 運営経費	運営経費	保育実施 延児童数	児童1人当たり 運営経費	
市内公立保育所	3,230,984,975	16,624	2,332,280	3,156,221,922	16,685	2,269,983	3,105,708,295	16,410	2,271,085	
市内私立保育所	1,842,147,179	20,632	1,071,431	1,982,160,782	21,477	1,107,507	2,157,539,725	22,889	1,131,132	
他市保育所	47,395,230	736	772,748	57,219,120	927	740,701	62,834,270	961	784,611	
合 計	5,120,527,384	37,992	1,617,349	5,195,601,824	39,089	1,595,007	5,326,082,290	40,260	1,587,506	
の 財 源 内 訳	利用者負担金	652,265,170	/	206,022	586,863,820	/	180,162	632,441,410	/	188,507
	国庫負担金	698,696,650	/	220,688	732,570,290	/	224,893	764,523,918	/	227,876
	府負担金	352,358,750	/	111,295	378,009,133	/	116,046	367,527,045	/	109,546
	国庫補助金	6,800,000	/	2,148	0	/	0	0	/	0
	府補助金	157,229,350	/	49,662	136,540,940	/	41,917	157,622,164	/	46,981
	その他の収入	21,097,483	/	6,664	20,269,148	/	6,222	20,353,456	/	6,067
	市費負担額	3,232,079,981	/	1,020,870	3,341,348,493	/	1,025,767	3,383,614,297	/	1,008,529

平成13年度 保育所運営経費の内訳

(単位：円、人)

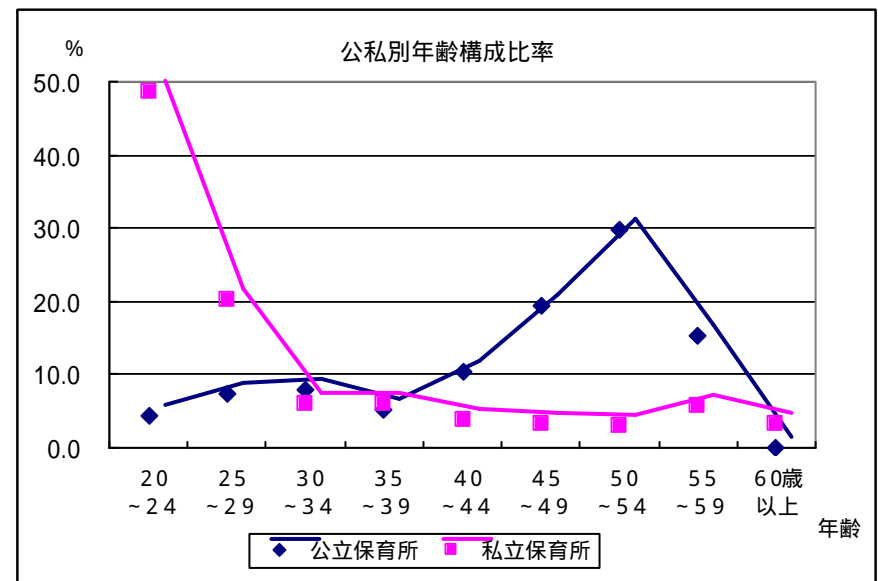
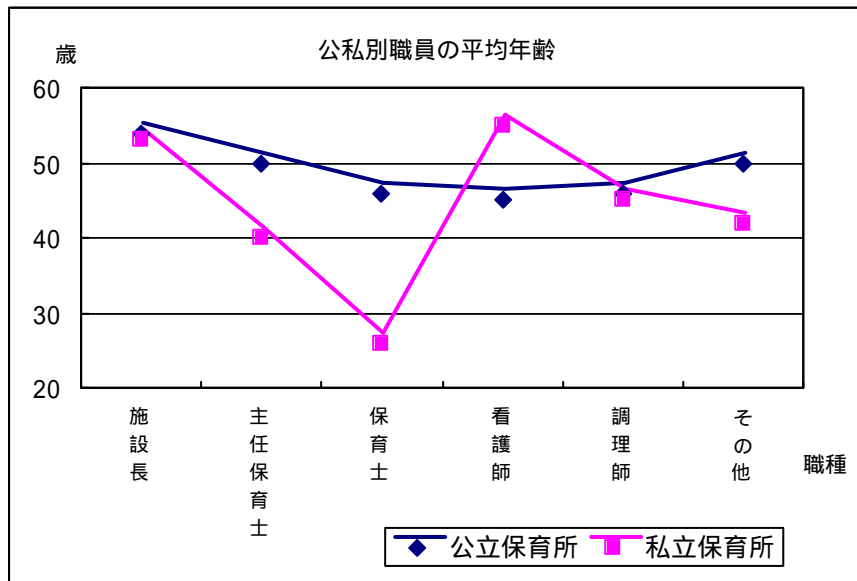
区 分		運 営 経 費	保育実施 延児童数	児童1人当たり 運 営 経 費
市内公立保育所 (A)		3,105,708,295	16,410	2,271,085
(A) の内 訳	人件費	2,780,162,684		2,033,026
	管理費	106,608,810		77,959
	事業費	218,936,801		160,100
(A) の財 源内 訳	利用者負担金	258,194,040		188,807
	国庫負担金	275,577,150		201,519
	府負担金	126,283,930		92,347
	国庫補助金	0		0
	府補助金	26,621,164		19,467
	その他の収入	20,353,456		14,884
	市費負担額	2,398,678,555		1,754,061
市内私立保育所 (B)		2,157,539,725	22,889	1,131,132
(B)の 内訳	運営費(措置)	1,583,588,690		830,227
	補助金	573,951,035		300,905
(B) の財 源内 訳	利用者負担金	357,383,060		187,365
	国庫負担金	471,176,653		247,023
	府負担金	232,967,528		122,138
	国庫補助金	0		0
	府補助金	131,001,000		68,680
	その他の収入	0		0
	市費負担額	965,011,484		505,926
他市保育所 (C)		62,834,270	961	784,611
(C)の 内訳	運営費(措置)	61,850,270		772,324
	補助金	984,000		12,287
(C) の財 源内 訳	利用者負担金	16,864,310		210,585
	国庫負担金	17,770,115		221,895
	府負担金	8,275,587		103,337
	国庫補助金	0		0
	府補助金	0		0
	その他の収入	0		0
	市費負担額	19,924,258		248,794
合 計		5,326,082,290	40,260	1,587,506
の財 源内 訳	利用者負担金	632,441,410		188,507
	国庫負担金	764,523,918		227,876
	府負担金	367,527,045		109,546
	国庫補助金	0		0
	府補助金	157,622,164		46,981
	その他の収入	20,353,456		6,067
	市費負担額	3,383,614,297		1,008,529

八尾市保育所職員の平均年齢と年齢構成 (平成 15年 4月 1日現在)

資料.

(単位 :人、%)

区分 職種	公立保育所											私立保育所												
	平均 年齢	年 齢										計	平均 年齢	年 齢										計
		19歳 未満	20 ~24	25 ~29	30 ~34	35 ~39	40 ~44	45 ~49	50 ~54	55 ~59	60歳 以上			19歳 未満	20 ~24	25 ~29	30 ~34	35 ~39	40 ~44	45 ~49	50 ~54	55 ~59	60歳 以上	
施設長	54							5	7		12	53				1	2	1	4	6	3	17		
主任保育士	50						2	2	7	1	12	40		1	3	2	4	2	1	1	2	1	17	
保育士	46		13	19	18	14	27	52	73	22	238	26		191	71	19	12	6	7	4	2	2	314	
看護師	45			1	2	1	1	3	2	2	12	55						1	1	1			3	
調理師	46		1	3	5	1	2	3	6	13	34	45		4	4	2	6	5	3	1	12	5	42	
その他	50						1	1	1	3	6	42		2	4	1	3		1	1		3	15	
合計		0	14	23	25	16	33	61	94	48	0	314		0	198	82	25	25	15	14	12	23	14	408
比率		0.0	4.5	7.3	8.0	5.1	10.5	19.4	29.9	15.3	0.0	100.0		0.0	48.5	20.1	6.1	6.1	3.7	3.4	3.0	5.7	3.4	100.0



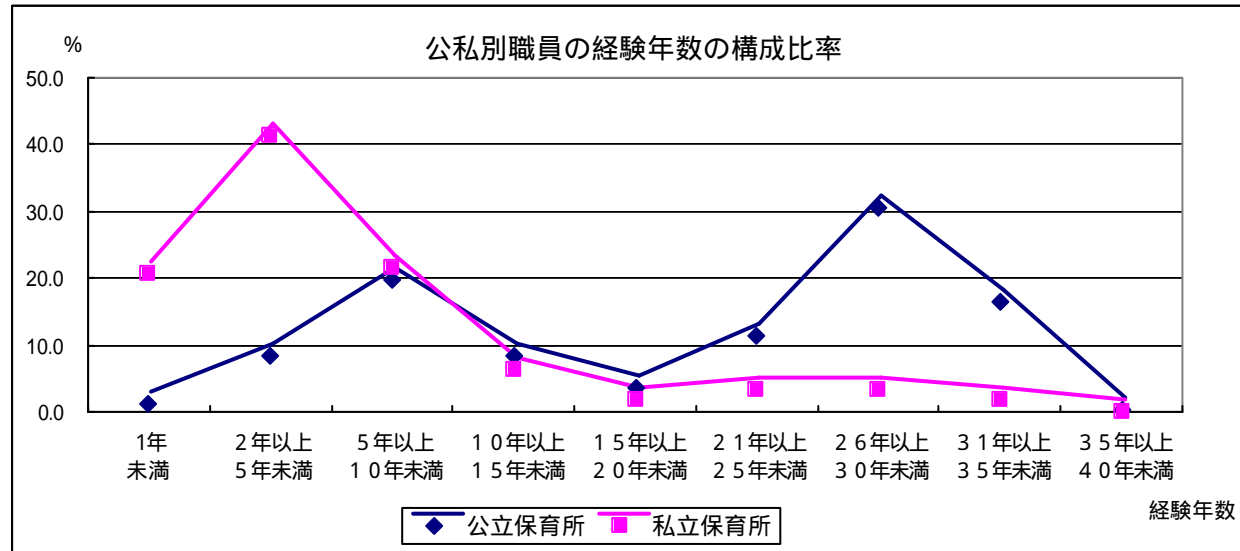
八尾市保育所職員の経験年数

(単位:人、%)

区分 職種	公立保育所											私立保育所										
	1年未満	2年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	21年以上 25年未満	26年以上 30年未満	31年以上 35年未満	35年以上 40年未満	40年以上	計	1年未満	2年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	21年以上 25年未満	26年以上 30年未満	31年以上 35年未満	35年以上 40年未満	40年以上	計
施設長							3	9			12		1		2	2	4	4	4			17
主任保育士						1	6	5			12		1	4	5	2	2		3			17
保育士	4	21	45	21	8	30	75	33	1		238	78	142	66	14	3	3	7	1			314
看護師			4	1		2	2	3			12		1	1			1					3
調理員		5	12	4	3	1	7	2			34	3	19	11	5	1	2	1				42
その他			1			2	3				6	3	4	6			1	1				15
合計	4	26	62	26	11	36	96	52	1	0	314	84	168	88	26	8	13	13	8	0	0	408
比率	1.3	8.3	19.7	8.3	3.5	11.5	30.6	16.5	0.3	0.0	100.0	20.6	41.2	21.6	6.4	1.9	3.2	3.2	1.9	0.0	0.0	100.0

現在の保育所以外における経験がある場合は、通算の経験年数で集計している。

6ヶ月未満の端数は切り捨て、6ヶ月以上の端数は1年としている。



八尾市保育所の保育士配置基準
(保育士一人に対する児童数)

(単位:人)

年齢	国の基準	市内公立保育所 における基準	市内私立保育所 における基準
0歳	3	3	3
1歳	6	5	5
2歳	6	5	5
3歳	20	18	20
4歳	30	25	30
5歳	30	25	30

就学前児童数及び保育所入所需要等の推移予測（平成30年度まで）

（単位：人、％）

区 分	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
総人口	277,110	276,379	275,676	275,639	274,985	275,058	274,994	274,810	274,538	274,197	273,759	271,473	272,912	272,147	271,269	270,315	269,359	268,362	267,329	266,255	
就学前児童数	0歳	2,950	2,840	2,752	2,670	2,546	2,615	2,563	2,508	2,437	2,369	2,292	2,215	2,142	2,069	2,010	1,947	1,891	1,839	1,803	1,777
	1歳	2,886	2,940	2,859	2,786	2,711	2,585	2,655	2,602	2,547	2,475	2,405	2,327	2,249	2,175	2,101	2,041	1,977	1,920	1,867	1,831
	2歳	2,851	2,850	2,879	2,834	2,780	2,705	2,579	2,649	2,596	2,541	2,470	2,400	2,322	2,244	2,170	2,096	2,037	1,973	1,916	1,863
	3歳	2,817	2,813	2,823	2,862	2,803	2,750	2,676	2,551	2,620	2,568	2,513	2,443	2,374	2,297	2,220	2,146	2,073	2,015	1,951	1,895
	4歳	2,778	2,791	2,808	2,815	2,858	2,799	2,746	2,672	2,547	2,616	2,564	2,509	2,440	2,371	2,294	2,217	2,143	2,070	2,012	1,948
	5歳	2,744	2,751	2,768	2,803	2,803	2,846	2,787	2,734	2,661	2,536	2,605	2,553	2,498	2,430	2,361	2,284	2,207	2,134	2,061	2,003
	計	17,026	16,985	16,889	16,770	16,501	16,300	16,006	15,716	15,408	15,105	14,849	14,447	14,025	13,586	13,156	12,731	12,328	11,951	11,610	11,317
	率	6.14	6.15	6.13	6.08	6.00	5.93	5.82	5.72	5.61	5.51	5.42	5.32	5.14	4.99	4.85	4.71	4.58	4.45	4.34	4.25
保育所入所需要	児童数	3,657	3,686	3,900	4,087	4,249	4,372	4,464	4,551	4,627	4,698	4,777	4,802	4,812	4,807	4,795	4,777	4,757	4,740	4,729	4,731
	率	21.48	21.70	23.09	24.37	25.75	26.82	27.89	28.96	30.03	31.10	32.17	33.24	34.31	35.38	36.45	37.52	38.59	39.66	40.73	41.80
要保育児童数	児童数	3,253	3,296	3,362	3,477	3,571	3,630	3,665	3,698	3,723	3,745	3,775	3,763	3,742	3,710	3,676	3,637	3,600	3,565	3,536	3,518
	率	19.11	19.41	19.91	20.73	21.64	22.27	22.90	23.53	24.16	24.79	25.42	26.05	26.68	27.31	27.94	28.57	29.20	29.83	30.46	31.09
65歳以上人口	人数	37,577	39,360	41,473	43,603	45,749	46,701	47,967	49,440	50,928	52,247	53,590	52,390	54,721	56,560	58,523	60,431	61,906	63,039	63,909	64,548
	率	13.56	14.24	15.04	15.82	16.64	16.98	17.44	17.99	18.55	19.05	19.58	19.30	20.05	20.78	21.57	22.36	22.98	23.49	23.91	24.24

注1) 保育所入所需要は、保育所への入所申込者の総数である。（入所児童数 + 保留児童数）

注2) 要保育児童数は、常時保育に欠ける児童として保育所への入所が必要な児童の数である。（入所児童数 + 待機児童数）

注3) 要保育児童数、保育所入所需要における率は、就学前児童数に対するものである。

注4) 就学前児童数、65歳以上人口における率は、総人口に対するものである。

八尾市の財政収支の見通し（一般会計、平成18年度まで）

（単位：百万円）

歳入	平成13年度 (決算)		平成14年度 (決算見込)		平成15年度 (計画)		平成16年度 (計画)		平成17年度 (計画)		平成18年度 (計画)	
		対前年度 増減率		対前年度 増減率		対前年度 増減率		対前年度 増減率		対前年度 増減率		対前年度 増減率
市税	41,881	-1.4	40,554	-3.2	38,416	-5.3	37,931	-1.3	38,065	0.4	37,116	-2.5
地方交付税	8,008	1.0	8,901	11.2	8,807	-1.1	8,835	0.3	8,538	-3.4	9,193	7.7
国庫支出金	10,108	14.4	10,524	4.1	12,170	15.6	12,676	4.2	13,669	7.8	13,552	-0.9
府支出金	3,690	-5.7	3,496	-5.3	4,040	15.6	3,897	-3.5	3,970	1.9	3,563	-10.3
市債	14,330	172.4	8,671	-39.5	9,118	5.2	8,836	-3.1	8,442	-4.5	8,470	0.3
その他	13,804	-8.3	11,385	-17.5	15,654	37.5	10,328	-34.0	10,401	0.7	10,412	0.1
歳入合計(A)	91,821	10.0	83,531	-9.0	88,205	5.6	82,503	-6.5	83,085	0.7	82,306	-0.9

注1) 財政調整基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金、公共公益施設整備基金繰入金は除く。

注2) 平成13年度決算には、公共公益施設整備基金への積替えのための公共施設等整備基金繰入金(1,587百万円)及び総合体育館等建設基金繰入金(4,177百万円)は含まない。

注3) 市債のうち借換債は除く。

歳出	平成13年度 (決算)		平成14年度 (決算見込)		平成15年度 (計画)		平成16年度 (計画)		平成17年度 (計画)		平成18年度 (計画)	
		対前年度 増減率		対前年度 増減率		対前年度 増減率		対前年度 増減率		対前年度 増減率		対前年度 増減率
人件費	22,193	1.3	20,951	-5.6	21,368	2.0	20,156	-5.7	20,181	0.1	20,246	0.3
物件費	10,637	1.9	10,901	2.5	10,568	-3.1	10,553	-0.1	10,518	-0.3	10,546	0.3
扶助費	15,064	7.6	15,915	5.6	16,881	6.1	17,493	3.6	17,820	1.9	18,221	2.3
補助費等	3,579	-2.8	3,254	-9.1	4,880	50.0	5,651	15.8	5,613	-0.7	5,679	1.2
公債費	9,595	-0.2	9,128	-4.9	9,278	1.6	8,994	-3.1	8,982	-0.1	8,851	-1.5
繰出金	10,083	6.9	10,750	6.6	11,904	10.7	12,645	6.2	13,055	3.2	13,358	2.3
投資的経費	12,009	17.2	10,098	-15.9	8,911	-11.8	7,330	-17.7	8,284	13.0	7,753	-6.4
その他	8,418	172.2	2,517	-70.1	6,423	155.2	1,779	-72.3	938	-47.3	935	-0.3
歳出合計(B)	91,578	11.1	83,514	-8.8	90,213	8.0	84,601	-6.2	85,391	0.9	85,589	0.2

注1) 平成13年度決算には、公共公益施設整備基金への積替えのための公共施設等整備基金の原資(1,587百万円)及び総合体育館等建設基金の原資(4,177百万円)による積立金は含まない。

注2) 公債費のうち借換債元金償還金は除く。

歳入歳出差引 (A) - (B)	243	/	17	/	-2,008	/	-2,098	/	-2,306	/	-3,283	/
					累積財源不足額		-2,098		-4,404		-7,687	

(財政部財政課作成「中期財政見通し」より)

八尾市保育所定員の推移 (原則として各年 4月 1日現在の数値)

(単位:人)

保育所	平成 9年度		平成 10年度		平成 11年度		平成 12年度		平成 13年度		平成 14年度		平成 15年度	
		対前年		対前年		対前年		対前年		対前年		対前年		対前年
西郡	150		150		150		150		150		150		150	
亀井	100		100		100		100		100		100		100	
久宝寺	150		150		150		150		150		150		150	
安中	170		170		120	-50	120		120		120		120	
高安	80		80		80		80		80		80		80	
桂	150		150		150		150		150		150		150	
荘内	120		120		120		120		120		120		120	
山本南	150		150		150		150		150		150		150	
弓削	120		120		120		120		120		120		120	
高砂	180		180		180		180		180		休園	-180	休園	
堤	120		120		120		120		120		120		120	
安中東	120		120		120		120		120		120		120	
末広	90		90		90		90		90		90		90	
公立計	1,700		1,700		1,650	-50	1,650		1,650		1,470	-180	1,470	
麒麟	90		90		90		90		90		90		90	
志紀	150		150		150		150		150		150		150	
母木	90		90		90		90		90		90		90	
さくら	90		90		90		90		120	30	120		120	
あけぼの	180		180		180		180		180		180		180	
みよし	160		160		160		160		160		160		160	
千塚	120		120		120		120		120		120		120	
ふじ	150		150		150		150		150		150		150	
若竹	45		45		60	15	60		60		60		60	
ふじ第2	45		45		45		45		45		45		45	
久宝まぶね	90		90		90		90		90		90		90	
緑ヶ丘ふじ	120		120		120		120		120		120		120	
五月橋	60		60		60		60		60		60		60	
白鳥	90		90		90		90		90		90		90	
麒麟第2	60		60		60		60		60		60		60	
あひる	90		90		120	30	120		120		120		150	30
ゆめの子	30	30	30		45	15	45		45		45		45	
私立計	1,660	30	1,660		1,720	60	1,720		1,750	30	1,750		1,780	30
総計	3,360	30	3,360		3,370	10	3,370		3,400	30	3,220	-180	3,250	30

平成 11年の「若竹」、「ゆめの子」の定員増は、5月 1日付である。

仮称大正地域保育所の概要

- 1 開設予定年月日 平成16年4月1日
- 2 開設場所 八尾市若林町一丁目22番地の5
- 3 設置運営主体 社会福祉法人（仮称）厚生博愛会
- 4 保育園名称 （仮称）マリア保育園
- 5 建物の概要 鉄筋コンクリート造2階建（床面積 1,102.68㎡）
- 6 定員 90人

7 平成16年度募集人数の年齢別内訳

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
9人	12人	15人	18人	18人	18人	90人

※ 3歳の18人のうち2人は障害児枠

- 7 基本保育時間 午前7時30分～午後6時30分（11時間）

8 特別保育事業の実施予定

① 障害児保育

- ② 延長保育 実施時間帯：月曜日から土曜日
午後6時30分～翌日午前7時30分

- ③ 一時保育 実施時間帯：月曜日から土曜日
午前7時～翌日午前7時

- ④ 休日保育 実施時間帯：日曜日・祝日・年末年始
午前7時～翌日午前7時

- ⑤ 病後児保育 実施時間帯：月曜日から金曜日
午前7時30分～午後6時30分

- ⑥ その他 園庭開放、地域交流など地域活動事業

保育所(園)における子育て相談の内容別件数 <平成14年度>

(単位：件)

区 分	電話・面接による相談			地域交流会及び園庭開放時 における相談			地域子育て支援センター における相談			計		
	公立	私立	小計	公立	私立	小計	公立	私立	小計	公立	私立	合計
基本的生活習慣	4	57	61	32	73	105	10	6	16	46	136	182
発育・発達	0	56	56	28	57	85	25	0	25	53	113	166
医学的問題	1	24	25	16	10	26	4	0	4	21	34	55
育児方法	2	20	22	42	34	76	26	2	28	70	56	126
生活環境	0	25	25	8	12	20	9	0	9	17	37	54
その他	4	5	9	53	5	58	0	0	0	57	10	67
計	11	187	198	179	191	370	74	8	82	264	386	650

特別保育事業及びその実施状況

特別保育事業の概要

(ア) 特別保育事業とは？

仕事と子育ての両立を容易にし、子育ての負担感を緩和して安心して子育てができるよう環境整備を総合的に推進するとともに、地域における保育需要や社会の変化に対応するため実施されている保育所事業。

特別保育事業に該当する事業は、特別保育事業実施要綱に基づき規定されており、一般の保育所運営費とは別に国が特別な対策として、事業ごとに補助金制度を設けている。

(イ) 特別保育事業の主なもの

事業名称	事業の概要
延長保育	通常の保育所利用の枠をこえて利用する児童に対して提供される保育サービスのことで、一般には通常保育時間をこえて行われる。
休日保育	日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要に対応するため、休日の保育を行い、休日に保育に欠ける乳幼児の福祉の向上を図ることを目的とする。
一時保育	専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育需要に対応するため、保育所が自主的に一時的な保育に取り組むことにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 週1～3日程度の非定型的な保育の利用や臨時・緊急的な保育利用形態の総称である。
乳児保育 促進事業	乳児の入所については年間を通じた入所児童数の変動があることから、保育所において安定的に乳児保育を実施できるよう、乳児保育を担当する保育士を確保しやすくすることにより、年度途中入所の需要等に対応するとともに、乳児の受入れのための環境整備を行い、乳児保育の一層の推進を図ることを目的とする。
地域子育て 支援センター	地域の中で子育てが孤立化するなど、子育て困難状況にある家庭が増加してきたことから、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、地域の子育て家庭に対する支援活動を通して育児支援を行うことを目的とする。

事業名称	事業の概要
障害児保育	障害児の保育を推進するため、障害児を受け入れている保育所に対し保育士の加配を行うことにより、障害児の処遇の向上を図るとともに障害児保育を行うために必要となる設備整備等を推進する。
地域活動事業	<p>多様化する保育需要に積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用することが要請されており、地域の需要に応じた幅広い活動を推進することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>具体的には以下の事業がある。</p> <p>障害児保育推進事業、 夜間保育推進事業 世代間交流等事業、 地域における異年齢児交流事業 地域の子育て家庭への育児講座 保育所退所児童との交流、 小学校低学年児童の受入れ 地域の特性に応じた保育需要への対応 家庭的保育を行う者と保育所との連携を行う事業 保育所体験特別事業、 子育て・仕事両立支援事業 保育所分園推進事業</p>
特定保育	多様化した保育需要に対応するため、必要な日時について児童の保育を行う事業で、具体的には、3歳児未満児を対象に週に2、3日程度又は午前か午後のみなど必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを提供する。

平成15年度から、特定保育事業が加わった。

各事業の実施保育所数（平成15年度予定） （単位：か所）

事業内容	公立	私立	合計
延長保育	0	17	17
休日保育	0	1	1
一時保育	0	17	17
乳児保育促進事業	0	10	10
地域子育て支援センター	3	2	5
障害児保育	12	13	25
地域活動事業	12	13	25

前回の会議で出された意見の概要

保育内容	<ul style="list-style-type: none"> ・就業形態や親の生活が多様化しており、一時保育・特定保育・夜間保育など、多様な保育内容が必要 ・緊急の保育への対応を充実させるべき ・親子のふれあいを大切にしながら、短時間の保育(特定保育)も実施すべき ・障害児の一時保育が必要 ・在宅の親子への支援を保育所でも実施すべき 	
公立保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・時差出勤するなどして、保育時間を伸ばすべき ・特別保育への取組みを充実させるべき(取組まないと存続に係わる) ・ノウハウを子育て支援に活用すべき 	
場の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で子育てサークルが活動できる場所(小さな拠点でもよい)が必要 ・親子で気軽に行って遊べる場所(出来れば室内)が必要 ・人権を学習する場が必要 ・親の教育の場が必要 	
既存資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・祖父母、高齢者、子育て経験者との交流、活用を検討すべき ・本市の社会資源(施設や人材)の子育て支援への活用を検討すべき ・地域の力を活用すべき 	
検討における留意事項	背景	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経営の観点で、地域の子育て支援と保育所の保育の整合性を検討すべき ・認可保育所制度が存亡の危機にあり、その点を踏まえて検討すべき ・私立保育園では多様な保育に対応しているが、対応に際しての課題について検討すべき ・子どもを産み、その子どもを保育所に預けて親が働く、これは子どもにとってよいことか再検討すべき ・民間でどのような子育て支援が出来るのか検討すべき
	行政と民間	<ul style="list-style-type: none"> ・どのようにして行政は民間のバックアップを行うのか検討すべき
	保育所の限界	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所が関わる子育て支援の範囲の明確化が必要 ・「保育サービスの提供」と「相談事業の実施など」の双方に対応できるのか、保育所の限界も検討すべき
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・産休、育休を取得し易い職場環境の整備が望まれる ・社会状況の変化に対応していくには、公よりも民が適しており、民主導で進めるべき ・社会福祉法人の会計基準の改正に伴い、柔軟な法人運営が可能となったので、社会福祉法人の機能性、柔軟性を重視すべき ・保育所への財源投入の説明責任を果たすことが必要 	

国の子育てに関わる施策

平成 6 年度	今後の子育て支援のための施策の基本的方向について (インテ'ル'ヲ、文部・厚生・労働・建設省)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てと仕事の両立支援の推進 ・家庭における子育て支援 ・子育てのための住宅及び生活環境の整備 ・ゆとりある教育の実現と健全育成の推進 ・子育てコストの軽減
平成 11 年度	少子化対策推進基本方針 (少子化対策推進関係閣僚会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正 ・仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備 ・安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てるための家庭や地域の環境づくり ・利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備 ・子どもが夢を持ってのびのびと生活できる教育の推進 ・子育てを支援する住宅の普及など生活環境の整備
	重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について (新インテ'ル'ヲ、大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治六大臣合意) ↓ 数値目標設定	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービス等子育て支援サービスの充実 ・仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備 ・働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正 ・母子保健医療体制の整備 ・地域で子どもを育てる教育環境の整備 ・子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現 ・教育に伴う経済的負担の軽減 ・住まいづくりやまちづくりによる子育て支援
平成 13 年度	今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針 (H13.6.26 閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・「働く女性にやさしい社会」を構築するため、税や社会保障制度の見直しに当たっては、個人単位化を進めるとともに、雇用に関する「性による差別」を撤廃する ・保育所待機児童をゼロとするプログラムを推進するとともに、放課後児童の受入体制の整備を図る ・子育て不安の解消や虐待防止、地域交流の活性化など子育て支援策を推進する ・育児休業を取りやすく、職場復帰しやすい環境の整備を図る ・保育所の公設民営化やPFIの導入、保育ママ、幼稚園における預かり保育等多様な保育サービスの拡充などの規制改革を行う

<p>仕事と子育ての両立支援策の方針について (H13.7.6 閣議決定)</p>	<p>以下の各施策を基本的に平成 13、14 年度に開始し、遅くとも平成 16 年度までに実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 両立ライフへ職場改革 <ul style="list-style-type: none"> 各企業等の取組に対する支援 育児休業制度と出産休暇の十分な活用 企業の評価・研修 期間雇用者への対応 待機児童ゼロ作戦（最小コストで最良・最大のサービスを） 多様で良質な保育サービスを <ul style="list-style-type: none"> 保育所等のサービスの多様化 地域の実情に応じた取組の推進 保育に関する情報の提供 必要な地域すべてに放課後児童対策を <ul style="list-style-type: none"> 放課後の居場所拡充計画 情報の提供 地域こぞって子育てを <ul style="list-style-type: none"> 家族支援サービスの充実 幼稚園における子育て支援の充実 地域における多様な子育て支援の充実 住近接のまちづくりの促進
<p>改革工程表 (H13.9.26 経済財政諮問会議)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所待機児童ゼロ作戦を推進する ・ 多機能保育所の整備等、保育サービスの多様化を促進 ・ 放課後児童の受け入れ体制を整備する ・ 仕事と家庭の両立支援対策の推進 ・ 子育て不安の解消や虐待防止、地域交流の活性化のための支援を強化する ・ 保育に関する情報提供強化、保育サービスの第三者評価の推進を行う ・ 民間の資産を利用した複数企業によるネットワーク型の保育施設の普及を図る ・ 放課後児童クラブの拡充を図るため、保護者からの徴収金や地域の人材の活用を含め、国基準を地方公共団体に周知・徹底する

平成 14 年度	<p>「少子化対策プラスワン」を厚生労働大臣から総理に報告 (H14.9.20)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「夫婦出生力の低下」という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるため、少子化対策推進基本方針の下で、もう一段の少子化対策を推進。 ・「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」など4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進。
	<p>厚生労働省に少子化対策推進本部を設置 (H14.10.1)</p>	<p>本部長：厚生労働事務次官</p>
	<p>「次世代育成支援対策推進法案」及び「児童福祉法改正法案」 (H15.3.14 閣議決定、H15.3.17 国会提出)</p>	<p>次世代育成支援対策推進法案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる。 <p>児童福祉法改正法案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、すべての子育て家庭における児童の養育を支援するため、市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等に関する規定を整備する等の措置を講ずることにより、地域における子育て支援の強化を図る。